

## 出産祝金(第3子以上)が支給されます

次代を担う児童の確保を図るため、その出産を祝福して出産祝金が支給されます。

平成18年4月1日以降第3子以上の出産を行い、次の各号に該当し、現にその児童を養育している父又は母に支給されます。

### ●支給資格及び申請

- ・国東市に住所を有し、出産前1年以上居住していること。
- ・出産の日後6ヵ月を経過していること。

### ●祝金の額

- ・出産祝金 30万円
- ただし、支給を受ける者が申請までの間に、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失います。

### ●無資格

- ・出産児が死亡しているとき。
- ・国東市に居住しなくなったとき。
- ・その他市長が適当でないと認めたとき。

### 問い合わせ

国東市福祉事務所福祉係

☎0978⑦5164

国見総合支所地域市民健康課福祉係

☎0978⑧1112

武蔵総合支所地域市民健康課福祉係

☎0978⑧1112

安岐総合支所地域市民健康課福祉係

☎0978⑦1114

## ご存知ですか？ひとり親家庭に関する制度

### ●児童扶養手当制度

この手当を受けることができる方は、次の条件に当てはまる18歳到達後最初の3月31日まで（一部20歳まで）の児童を監護している母や、母にかわってその児童を養育している方です。

- ①父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ②父が死亡した児童
- ③父が政令で定める程度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- ④父の生死が明らかでない児童
- ⑤父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧すて児などで、母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

なお、上記の条件に当てはまる場合においても、手当を受けることができない場合があります。（母又は養育者が公的年金給付を受けることができるときなど）

### ●ひとり親家庭医療費助成制度

以下に該当する方（助成対象者）が医療機関で受診されたときは、国東市がその費用（食事療養費等対象にならない費用があります。）の一部を助成し

ます。ただし、助成対象者の所得が一定額以上である場合は、助成することができません。

助成対象者	説 明
母子家庭の母	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護している者
母子家庭の児童	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
父子家庭の父	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護している者
父子家庭の児童	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
父母のいない児童	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者

### ●寡婦医療費助成制度

満70歳未満の寡婦（かつて母子家庭の母であって、現在配偶者のいない方）の方が医療機関で受診されたときは、国東市がその費用（食事療養費等対象にならない費用があります。）の一部（助成対象費用の1/2）を助成します。ただし、その方の世帯に所得税の納税義務を有する世帯員がいるときは、助成することができません。

これらの制度を利用するためには、申請が必要です。詳しくは、下記までおたずねください。

### 問い合わせ

国東市福祉事務所福祉係

☎0978⑦5164

国見総合支所地域市民健康課福祉係

☎0978⑧1112

武蔵総合支所地域市民健康課福祉係

☎0978⑧1112

安岐総合支所地域市民健康課福祉係

☎0978⑦1114

## 国民年金保険料の免除等申請期限の延長について平成17年度分免除等の取扱

平成17年度分の国民年金保険料の免除等に限り、申請期限が次のように延長されました。

- ◎全額免除、半額免除及び若年者納付猶予の申請は、平成18年10月まで延長されました。
- 対象期間：平成17年4月～平成18年6月

- ◎学生納付特例の申請は、平成18年10月まで延長されました。

対象期間：平成17年4月～平成18年3月

### 問い合わせ

別府社会保険事務所

☎0977②5111

市民健康課国保係

☎0978⑦5166 内線214